

特別非常勤講師届出要項

(趣旨)

第1条 教育職員免許に関する規則（昭和49年京都府教育委員会規則第2号。以下「免許規則」という。）第35条の2の規定により、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）第3条の2に規定する非常勤の講師（以下「特別非常勤講師」という。）の届出について、必要な事項を定めるものとする。

(特別非常勤講師)

第2条 特別非常勤講師は、その任命又は雇用が学校教育の効果的な実施に特に必要であると認められる者で次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 免許法第5条第1項第3号から第7号までのいずれにも該当しない者
- (2) 教授又は実習する事項について専門的な知識、技能又は経験を有する者

(教授又は実習担任事項)

第3条 特別非常勤講師に教授又は実習を担任させることができる事項は、学校の種類ごとに次のとおりとする。

- (1) 小学校における免許法第4条第6項第1号に掲げる教科の領域の一部に係る事項並びに教科に関する事項で教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。）第65条の10に規定する外国語活動の一部、道徳の一部、総合的な学習の時間の一部及びクラブ活動
- (2) 中学校における免許法第4条第5項第1号に掲げる教科の領域の一部に係る事項並びに教科に関する事項で免許法施行規則第65条の10に規定する道徳の一部及び総合的な学習の時間の一部
- (3) 高等学校における免許法第4条第5項第2号に掲げる教科の領域の一部に係る事項及び教科に関する事項で免許法施行規則第65条の10に規定する総合的な学習の時間の一部
- (4) 特別支援学校（幼稚部を除く。）における前3号に掲げる教科の領域の一部に係る事項、自立教科等の領域の一部に係る事項並びに教科に関する事項で免許法施行規則第65条の10に規定する道徳の一部、総合的な学習の時間の一部及びクラブ活動

(届出)

第4条 特別非常勤講師を任命又は雇用しようとする者は、あらかじめ京都府教育委員会に届け出なければならない。ただし、特別非常勤講師が次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める者が届け出るものとする。

- (1) 府立学校の職員 当該府立学校長
- (2) 市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）立学校の職員 当該学校を所管する市町村教育委員会の教育長

- 2 前項の届出は、特別非常勤講師を任命又は雇用しようとする年度ごとに行うものとする。

(届出書類)

第5条 前条の届出に当たっては、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、特別非常勤講師として任命又は雇用した者を引き続き次の年度においても継続して任命又は雇用しようとする場合は、第2号のイに掲げる書類については、(エ)に定める証明書を除くほか、提出を要しない。

(1) 特別非常勤講師届出書（別記様式1）

(2) 特別非常勤講師に充てる者に係る次に掲げる書類

ア 履歴書（別記様式2）

イ 教授又は実習を担当する事項について有する専門的な知識、技能又は経験に関する次に掲げる書類のうち必要とするもの

(イ) 所有する資格を証明する書類又は免許の写し

(イ) 学校の卒業又は修了証明書

(ウ) 学業成績証明書

(エ) 勤務経験に関する証明書（別記様式3）

(オ) 技術に関する証明書（別記様式4）

(カ) その他専門的な知識、技能又は経験を有することを証明するに足りる書類

- 2 前項本文の規定にかかわらず、前項第2号のイに掲げる書類については、その専門的な知識、技能又は経験の性質上、それらに関する証明を得ることができないと認められる場合にあつては専門的な知識、技能等に関する申立書（別記様式5）をもってこれに代えることができるものとし、専ら母国語の会話を教授する外国人を特別非常勤講師に充てる場合にあつてはこれを省略することができるものとする。

(届出書類の提出先及び期日)

第6条 前条に定める届出書類は、特別非常勤講師を任命又は雇用しようとする日の10日前までに京都府教育庁指導部学校教育課長に提出するものとする。ただし、市町村教育委員会（京都市教育委員会を除く。）にあつては、所管の教育局長を経由して提出するものとする。

- 2 前項に定める提出期日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日、土曜日又は日曜日に該当する場合は、当該日の直前のそれらの日の該当しない日を提出期日とする。

(雑則)

第7条 この要項に定めるほか必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要項は平成 10 年 9 月 1 日から適用するものとし、特別非常勤講師許可申請要項(平成 7 年 3 月 22 日制定)は廃止する。
- 2 特別非常勤講師の任命又は雇用に係り提出された書類で、平成 10 年 7 月 1 日からこの要項の適用日までに受理したものは、この要項の規定により受理した届出に係る書類とみなす。

附 則

- 1 この要項は平成 12 年 5 月 11 日に改正し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から適用する。
 - (1) 第 3 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号に規定する小学校、中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部における総合的な学習の時間に係る部分 平成 14 年 4 月 1 日
 - (2) 第 3 条第 3 号及び第 4 号に規定する高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部における総合的な学習の時間に係る部分 平成 15 年 4 月 1 日
- 2 第 3 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号に規定する小学校、中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部における教科に関する事項には、平成 12 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの間、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令(平成 12 年文部省令第 21 号。以下「改正省令」という。)附則第 4 項第 1 号に規定する総合的な学習の時間の一部を含むものとする。
- 3 第 3 条第 3 号及び第 4 号に規定する高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部における教科に関する事項には、平成 12 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの間、改正省令附則第 4 項第 2 号に規定する総合的な学習の時間の一部を含むものとする。
- 4 平成 12 年 4 月 1 日からこの要項の改正の日までになされた届出については、改正後の要項に基づきなされたものとみなす。

附 則

- 1 この要項は平成 22 年 1 月 4 日に改正し、平成 21 年 7 月 1 日から適用する。ただし、第 3 条第 1 号に規定する小学校における外国語活動に係る部分は平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 21 年 7 月 1 日からこの要項の改正の日までになされた届出については、改正後の要項に基づきなされたものとみなす。